

【義歯修理に関するベースアップ支援料について】

これまでは、「診療報酬改定講習会」などにおいて義歯修理のためのクラスプ製作は支援料の対象となるものとして説明してまいりました。

しかしながら、制度の解釈や義歯修理の定義などを改めて確認した結果、歯科医療機関からクラスプのみの製作を受託するケースでは、義歯修理としての装着が算定されない場合は歯科技工所ベースアップ支援料の対象とならないことが分かりました。

なお、人工歯の脱落、増歯、破損、人工歯咬合面へのレジン添加による咬合の再形成、レジン追加による義歯全周の床延長などが示されており、これらの行為を歯科技工所で行った場合には、支援料の対象となります。

したがって、鉤歯の新製などに伴うクラスプの新製については、クラスプを義歯へ装着する際に義歯修理が行われ、その装着が算定される場合に対象となりますので、クラスプのみを製作する場合については歯科医療機関において義歯修理の装着が算定されるかを事前に確認いただく必要が生じます。

これまでの講習会などにおける説明内容について、誤解を招く表現がありましたこととお詫び申し上げますとともに、上記のとおり対応を整理いたします。